



Title	1920年代における限界地・漁業出稼ぎ地帯の小争議の性格
Author(s)	渡辺, 克司; WATANABE, Katsushi
Citation	北海道大学農経論叢, 45, 27-53
Issue Date	1989-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11027
Type	departmental bulletin paper
File Information	45_p27-53.pdf



1920年代における限界地・漁業出稼ぎ地帯の 小作争議の性格

—青森県西津軽郡車力村を対象として—

渡 辺 克 司

目 次

はじめに	27
1 車力村小作争議の展開過程	27
(1) 青森県における農民組合運動の概観	27
(2) 車力村における初期小作争議の発生	34
(3) 「車力村小作争議」の展開と帰結	35
2 車力村小作争議の経済的背景	37
(1) 車力村農業の基礎構造	37
(2) 小作争議展開の現実的根拠	47
3 漁業出稼ぎ地帯における小作争議の論理と構造	49
(1) 小作争議の主導層と参加層	49
(2) 小作争議の論理と構造	51
おわりに	52

はじめに

近代日本の地主制史研究は、地主経営分析、小作争議論、さらには産業組合論とその領域を拡大し、しかも対象時期を1920年代から30年代へ、さらには戦時期へと戦間期をカバーするまでに発展を見せている。また、日本農業の地帯構成とも関連させて「東北型」「養蚕型」「近畿型」という地帯区分の提起も行われ¹⁾、町村レベルでの事例研究が進められている。例えば本論

1) 中村政則『近代日本地主制史研究』（東京大学出版会、1979）参照。また、西田美昭は『昭和恐慌下の農村社会運動』（御茶の水書房、1978）第2章において、農業内指標に加え「労働市場の展開を示す指標を重視」した地帯区分を提唱している。暉峻衆三は、『日本農業問題の展開』（下）（東京大学出版会、1984）で小作争議の件数動向から小作争議を「争議先発地域Ⅰ型」〔「西日本Ⅰ型」〕、「争議先発地域Ⅱ型」〔西日本Ⅱ型〕、「争議後発地域型」〔「東北型」「養蚕型」〕の3タイプに分類している。

の対象とする「東北型」における小作争議研究に限っても、宮城県²⁾、山形県庄内地方³⁾、秋田県⁴⁾などを中心に研究の蓄積がみられる。

この「東北型」での小作争議の特徴は、1920年代に高揚をみせた「近畿型」に対し、1930年代に争議件数が増大するという後発性にあった。その内容も昭和恐慌と連続凶作の下で、地主・小作双方が困窮化し、地主の土地取り上げ、土地返還訴訟という土地争議として展開した。自小作・小作層の「貧農」層は、地主の土地取り上げに対し、生活防衛的な個別・分散的対応とならざるをえなかった。その点が一件当たりの争議範囲を小さくするとともに、逆に争議自体を熾烈なものにした。また、この生活防衛的な点に「米よこせ」運動などの各種の大衆運動と連結する根拠があった。

ところで、1930年代の小作争議を代表する「東北型」の研究は、平場の水稻単作地帯を対象とするものに限定され、東北地方の他の一面である沿岸部の漁業出稼ぎ兼業地帯についての分析は不十分なものとなっている。

そこで本論文では、従来の「型」に対し、漁業出稼ぎ地帯を組み込むような新たな「型」を念頭におきつつ、とりあえず、東北地方の中でも苛酷な条件にあった青森県、中でも限界地・漁業出稼ぎ地帯とされる西津軽郡の小作争議を分析する。なお、青森県を対象とした研究は、極めて限られているが⁵⁾、

- 2) 佐藤 正・吉田寛一・渡辺 基「桃生村農民運動の分析」(『東北大学農学研究所彙報』10巻2号, 1958)。佐藤正・吉田寛一「農業生産力と農民運動」(『東北大学農学研究所彙報』10巻3号, 1959)。他に須永重光・我孫子麟『近代日本の地主と農民』(御茶の水書房, 1966) 3章3節, 4章6節。中村吉治編『宮城県農民運動史』(日本評論社, 1968)。
- 3) 酒井惇一「昭和恐慌期における『貧農的』農民運動の研究—山形県庄内地方の運動から—」(東北大学農学部農業経営学研究室『農業経済研究報告』第6号, 1965)。
- 4) 品部義博「1930年代の小作争議の一特質—秋田県平鹿郡館合村争議を通して—」(『歴史学研究』438号, 1976)。同「小作調停にみる土地返還争議の諸相」(『土地制度史学』84号, 1979)。田口正己「昭和恐慌期における秋田県農村の窮乏化」(秋田近代史研究会『秋田近代史研究』27号, 1982)。
- 5) 小作争議にふれたものとしては、『青森県労働運動史』第1・2巻(青森県民生労働部。1969/1971)。ならびに法政大学経済学部学術研究部農業問題研究会『青森県農民運動史』1963。資料としては『青森県労働運動史編纂資料』(青森県民生労働部, 1965, 1970)。「青森県民主労働運動史資料」No 1~320号(青森県立図書館蔵『郷土資料(社会科学)』)がある。なお『青森県農地改革史』(農地委員会青森県協議会, 1952)。農林省農業総合研究所編『青森県農業の発展過程』(1955)が農業構造との関連で小作争議に言及している。

ここでは本県の代表的争議である1920年代の車力村小作争議を取り上げることとする。

行論は、1で青森県農民組合運動を概観した上で車力村小作争議の全体像を農民運動の動向に沿いながら把握する。2では争議前の農村構造を把握した上で、第一次世界大戦後に再編成されたその構造変化を位置づける。3では農民組合の組織状況から農民組合の性格を明らかにし、「車力村小作争議」の内的・論理構造を明らかにする。おわりでは、「型」についての問題提起と、今後の課題について述べる。

1 車力村小作争議の展開過程

(1) 青森県における農民組合運動の概観

青森県において本格的な農民運動が開始されたのは、1924年に日農関東同盟の支援を受けて車力村農民組合が結成されてからである。その中心人物は、車力村の小地主（4町歩弱）で医師であった岩淵謙一とその弟で法政大学中退の建設者同盟活動家岩淵謙二郎であった。この農民組合設立の背景には、対岸の長泥村での岩木川改修工事による全村民の移転問題があった。地主を主導とする耕地整理事業の一環であるこの改修工事は、村民の移転に対する補償を全く考慮していなかった。そこでこの救済運動を契機として、「重立」支配の農会の無能さに以前から失望していた岩淵兄弟は、農民の組織化と団結を痛感した。そこで岩淵兄弟を中心に日農関東同盟と政治研究会の援助を得て、車力村と長泥村とに県下で初めて農民組合が結成されることになった。設立大会では「生活の補償」「無産者の移転料要求」、「塩水害による低利子資金融通」「出稼ぎ人の保護」「農民に米を与えよ！」等自小作・小作貧農の救済を決議⁶⁾、同時に無料診療や消費組合運動などで組織化をすすめ、村政の民主化運動を展開した。これを足掛かりにその後県内の農民組合の組織化が徐々にすすみ、1927年には10組合を見る（表1・2）。

そして、1928年1月には日本農民組合県連合会（同年7月には全国農民組合県連合会）が発足し、組合数は22組合へと高揚を見せる（表2）。その背景には、普選の実施に伴う農民組合と無産政党、労働組合との共同闘争の前

6) 【東奥日報】1924・9/19付他、岩淵謙一「歴史を貫く流れ」（『健康』55号、弘前市健生病院機関誌、1958. 11）。

表1 系統的農民組合組織状況

No	支部名	(設立年)	支部長('28-'29-'30)	組合員数('28.1/10-'29-'30)(人)
〔西郡〕				
1	車力村車力	1924.9	三上徳次郎一尾野 伊吉一尾野 伊吉	— 50— 60
2	〃 富蒔		木村 吾助一木村 吾助一木村 吾助	— 30— 30
3	〃 下車力		不明	/100
4	館岡村筒木坂	1925.9	工藤 嘉七	
5	木造町木造	1927.5	野呂直太郎一野呂萬太郎一未定	71/ 50— 50— 50
6	水元村水元	1927.11	瓜田午之吉一瓜田午之吉一瓜田午之吉	150/125—110— 80
7	出精村出精	1928.1頃?	藤木 満吉一川崎丑太郎一川崎 丑太郎	7— 40— 50
8	川除村川除	1928.1頃	小山内粕太郎一成田宇太郎一成田宇太郎	50— 60— 50
9	稲垣		一田村 喜八一田村 喜八	— 20— 20
10	下繁田		一阿部仁太郎一阿部仁太郎	— 20— 20
〔北郡〕				
11	武田村長泥	1924.9	坂木嘉四吉一坂木嘉四吉	— 60
12	〃 豊岡		山木林五郎一新岡勇次郎	— 20
13	〃 武田	1928.3	新岡 弥蔵 一新岡勇次郎	105 — 50
14	中里村中里	1927.12	珍田鉄三郎一加藤 興助一加藤 興助 (敦賀栄吉)	90— 45— 50
15	高根支部準備会			15
16	内湯	1928.11	一木村圓太郎一木村圓太郎	— 10— 15
〔南郡〕				
17	金田村新星町	1925.10	小田切末太郎	— 30
18	浅瀬石村中川	1926.10頃	三上栄太郎一山田 彌作一山田 彌作	35— 35— 30
19	田舎館村畑中	1928.1	品川長次郎一品川長次郎一品川長次郎	18— 15— 15
*	大光寺		一須々田哲三郎一須々田哲三郎	— 25— 30
*	光田寺村	1928.9	工藤長三郎(山谷)	14
*	金田		山口 末作一山口 末作	— 15— 20
21	藤崎村藤崎		高嶋 元吉 一竹島 儀助	25— — 30
〔中郡〕				
22	新和支部準備会	1927.12	須藤 甚吉	25— 30
23	和徳	(水元と合併)	一佐藤多三郎	— 20
〔東郡〕				
24	新城村新城		淡谷 悠蔵一淡谷 悠蔵一淡谷 悠蔵	30— 10— 10
〔上北郡〕				
25	藤坂	1928.9	戸沢 兼松一吉岡 太郎一吉岡 太郎	47— 30— 30
26	四和	1928.9	大久保房吉一大久保房吉一大久保房吉	39— 80— 80
27	法奥沢支部準備会(太田盛)		田端 興吉一田端 興吉	7— 40— 40
28	三木木支部準備会		畑中竹二郎	6
29	下田支部準備会		田中 兼明	10
30	倉石		一古川 林八一古川 林八	— 50— 50
総計				805—845—870 (22) (23)

注1) 1928.1.「青森情報」

1928.10.全農宛松岡辰雄報告……「青森県民主運動史資料」より
1929/30.「東奥年鑑」昭和5・6年版, 他「青森県民主運動史資料……年表」

2) 図1の番号に支部番号が対応

表2 各小作組合状況と農民組合の関連する争議件数

	1924	'25	'26	'27	'28	'29	'30	'31	'32	'33	'34	'35	'36	'37	'38	'39
①日農支部数	2	2	46	10	21(19.1月)											
組合員数				195	350(1月)											
②全農支部数(準備会も含めて)						22	*22	*23	*40	*21						
組合員数(全農県連の報告から)						721	*845	*870	*1769	*1131						
③小作組合数	1	3	9		16	20	24	25	57	57	33	34	34	62	63	
組合員数					544	611	898	1018	2049	1903		915	928	928	2070	2070
④全国農民組合の関連する小作争議	件数					24		54	48	12	17	54				
	人員					76		251	87	38	64	74				
	面積(町)					54.1		91.3	65.7	47.7	46.9	98.9				

注) 1924~28年の①②は「青森県労働運動史資料」「東奥年鑑」「東奥日報」等から、他は「小作年報」より作成

③には青年部・婦人部も念めた。*は「青森県労働運動史資料」より

進、それに触発されての農民組合の組織的拡大があった。しかし、他方で特高課の設置など弾圧体制が強化され、同時に小作懐柔的な小作調停や自作農創設等の実施があった。このような状況の中、「車力村小作争議」の前哨ともいえる小作料減免争議が上北郡を中心に展開した⁷⁾。

当時、全協系の青森一般労組が農民組合運動への影響力を強める中で、労働組合と農民組合とが一体となった運動が、津軽から南部へと県下全域に進められていた。そして、1929年3月には全農県連合会合同大会が開かれ、農民組合の組織的統一が成る。こうした農民運動の高揚の下、対象とする車力村小作争議が「立禁」を受けたことで激化し、全県的な運動として注目を浴びる。

ところでこの時期の小作争議は、1930年代に比べ、争議原因で「自然災害他」「小作料高率」の割合が高く、要求事項でも「一時的小作料削減」「永久的小作料減額」の割合が高いという特徴を示した。しかも、一争議当たりの関係面積、及び参加小作人数が大きいといういわば「近畿型」に近い特徴を示した(表3)。

さて、車力村小作争議を頂点にした運動の高揚は、車力村小作争議勝利解決直後の4.16事件の弾圧で農民組合の活動家が根こそぎ奪われたことによって、一時的な頓挫を余儀なくされた。

7) 北郡藤坂村小作争議〔1928~'33年〕、同四和村小作争議〔1928~'33年〕、北郡中里村小作争議〔1928~'29年〕他4件。

表3 小作争議郡別発生状況(『東奥年鑑』及び『小作年報』より作成)

	1924	'25	'26	'27	'28	'29	'30	'31	'32	'33	'34	'35	'36	'37	'38	'39
東 郡						1		2	10	15	38	57				
西	1	1	1	2	8	13	22	19	23	46	42	37				
中					1	2	1	5	7	16	11	13				
南			1	1	3	4	3	13	20	41	57	42				
北				1	6	12	4	21	35	26	18	115				
上北			1		1	4	3	7	3	9	13	15				
三戸						1	1			2	2	3				
計	1	1	3	4	19	37	34	67	98	155	181	262(下北:小作争議なし)				
総計	1	1	3	7	20	37	35	72	92	141	182	205	362	311	236	162

〔争議の原因〕

自然災害他			1	1	4	12	9	17	15	3	20	93	61	21	3	4
小作料高率					5	2	1				1	3	1		1	
小作関係及土地取上げ	1	1	11	13	19	46	56	116	127	154	299	225	175	110		
小作料滞納						2	1	11	3	9	21	16	27	23	12	

〔要求事項〕

一時的小作料減額			1	4	11	12	16	19	5	21	101	65	25	10	6	
永久的小作料減額					8	2	2	2		1	3	2	1	8		
小作契約継続			1	10	13	19	38	52	116	125	150	250	216	176	107	

〔小作争議の結末〕

要求貫徹			1	2	1	2	4	12	18	66	21	26	20	26	3	
妥 協			1	9	16	2	26	44	88	78	153	159	100	67	132	
要求撤回							1		2	8	3	1	2	1	13	
未 解 決				9	20	31	41	36	32	30	108	176	189	142	14	

〔小作争議関係範囲及び面積調〕

①争議関係小作人	80	63	145	103	403	188	269	740	467	595	576	404	347			
②争議関係地主	9	22	40	35	332	115	200	203	272	457	373	252	181			
③一争議に関する小作人	40	3.2	3.9	2.9	5.6	2.0	1.9	4.1	1.6	1.6	1.9	1.7	3.1			
④一争議当たり面積(町)	46.90	1.84	4.30	2.46	6.43	2.25	1.2	3.0	1.1	1.1	1.2	1.1	1.6			

昭和恐慌期に至ると様相は一変した。農産物価額の激落，失業者の増加，労賃の下落，出稼ぎ募集人員のさらなる減少，銀行の休業・破産による社会

的不安の増大に1931年の凶作が加わり、地主を含め、農村は深刻な状況におかれた。小作争議の性格も「小作関係及び土地取り上げ」を原因とする地主攻勢的争議が圧倒的となり、要求項目も「小作契約継続」が多くを占めるようになる(表3)。こうした中で、農民組合は「耕作権の確立」「小作料減免」「借金支払猶予」などを掲げ、また、小作争議件数の増加に伴って組合の争議関与率も高まり、第2の運動の高揚期を迎える。

しかし、1931年の西郡出精村蓮花田小作争議⁸⁾の過程で、全農本部主流派と全会派系の青年部の対立が顕在化し、農民組合運動の統一性が喪失される。こうした組合内部の対立に加え、1932年11.14の弾圧(「新生共産党事件」)で青年部が壊滅したこともあり、全農県連の組織力はこの時期の40組合1769名をピークに衰退していく(表2)。

1934年には再び凶作が襲い、農民・農村の危機的状況を背景にして小作争議件数は飛躍的に増加した。争議の多くは、中小地主による「小作料値上げ」「土地取り上げ」、小作人側の「小作契約継続」要求が主で、面的量的拡がりを持ちつつも、一件当たりの争議規模は一層縮小し、争議の閉塞化傾向を強める。また、同年には小作紛議防止委員会が設置され、地主に一定の妥協・譲歩を迫りつつ、争議自体を未然に防止する体制が形成された。1935年にはこの委員会で争議285件中、134件を取扱い、内131件が処理・解決された。

この頃になると左翼の運動は根こそぎ弾圧され、弱体化・消滅してしまう。そして連年の凶作によって激増する農家負債、あるいは娘の身売りなどの農民・農村問題に対して、各市町村の警察署には農村相談所が設けられる。また、経済更生計画の本格的実施、満州移民運動等によって問題の根本的解決は回避されていく。

以上のように本論が対象とする車力村小作争議は、青森県農民組合運動の牽引的存在である車力村農民組合を担い手に、1920年代の農民運動高揚期に闘われた代表的な争議とすることができる。しかも、後述するように車力村農民組合員は、争議を闘う中で青森県農民組合運動の指導者として成長し、各地の小作争議に多大な影響を与え、いわば本県農民組合運動の源泉的位置をも占めたのであった。

8) 地主の負債整理に伴う「土地返還」争議として全国的に知られる。1932年、7月で終結。

(2) 車力村における初期小作争議の発生

先の岩淵兄弟を主導とする組合が結成された同年11月に、農民組合による最初の小作争議が車力村で発生した。その原因は岩木川の氾濫による減収にもかかわらず、地主工藤が地租免除地から例年通り小作料を要求したことにあった。小作人三上源治（農民組合長の父）は小作料軽減要求、不当小作料徴収を理由に裁判所に提訴し、法廷闘争を展開した。農民組合はこれを全面的にバック・アップし、日農関東同盟の支援も得て⁹⁾、示威運動などを行なった。地主側は差押え処分執行の要請で対処した。結局、この争議は1926年3月に終結し、不当小作米は小作人に返還、争議費用は地主の負担となった。しかし、「耕作権」補償としてその対価が小作人に支払われたものの、地主の財産整理のための土地取り上げが認められ、土地所有の絶対性を地主に意識させることにもなった。

この争議期間中の1925年に、車力村農民組合は青森県初のメーデーを行い、また同月の村会選挙で農民組合から初めて議員を誕生させ¹⁰⁾、在村地鳴海家当主を落選させ、支配構造に打撃を与え、社会的影響力を強めた。

第2の争議は1926年1月に、地主秋田谷常四郎（田2町2反、外に原野61町所有、村議・助役・農会長などを務める）が小作人小笠原に対し、小作地6反歩の返還要求を行ったことで発生した。農民組合による集団の肥料運搬、地主側消防団との対峙、官憲による庄迫など事態は険悪化した。結果は木造警察署長の調停により地主の土地返還要求の断念で終結した。農民組合結成後の高揚を背景として、団結の力で地主の攻撃を打ち破ったといえることができる。

このような争議勝利を背景に、岩淵らは秋田県小坂鉾山煙舎の賠償争議、青森市での労働争議等の支援を行い、社会的活動を活発化させていった。と

9) 特に木崎村争議の体験を持つ八戸市出身の武内五郎の役割が大きかった。竹内は日本社会主義同盟、建設者同盟に加盟。1925年に岩淵謙一の妹すえと結婚している。

10) 中村専助は30票、鳴海周次郎（鳴海家当主）は29票で落選。鳴海は中村を落選させるために自ら立候補するとともに、自分の息のかかった「旦那衆」に配点するなど画策したが、逆に1票差で落選することになった。この落選により岩淵謙一の村医剝奪が議会にかけられ、謙一追放の原因となった。【東奥日報】1925. 5/30付。船水 清【ここに人ありき】4、岩淵謙一編（陸奥新報社）、1973）。P71～2。参照。

ころが、その後岩淵謙一の村医剝奪が決議され、1927年4月には追放されてしまう。そのような中、日労党による勢力浸透・分裂もはかられたが、車力村農民組合は労農党支持でまとまり、団結力を一層強めた。

(3) 「車力村小作争議」の展開と帰結

1927年12月、車力村では3つの小作争議が起きた。その原因は全て塩水害による減収であり、小作料減免要求を共通とした。

第1の争議は、地主小倉、毛内、村上、鳴海に対し三上平内、尾野伊吉、三上源治、工藤仁左吉等の農民組合員が関係する水田8町5反の2～8割の「小作料軽減」要求を行ったことを発端とした。組合の交渉、デモ、地主糾弾演説会・村民大会等が展開され、結果的には1927年2～6月までに1～3割5分で要求が受け入れられ解決した。第2の区有田7町に対する争議については、三上徳次郎（前組合長、区会議員）らの努力で組合員12名、関係土地面積2町歩については5割減、20名5町歩については収穫の3分の1で勝利解決した。そして、第3の県下に「車力村小作争議」として知れわたる争議が勃発した。その経過をやや詳しく述べると以下の通りである。

端緒は、小作人三上源治・小野松三郎・工藤仁佐門ら30余名が地主小倉、毛内、村上、小野等へ小作米5割減の要求をしたことにあった。その後、毛内・村上を除く他の地主は小作米2～4割減で個別に解決を見た。しかし、毛内、村上の両地主は組合員工藤仁佐吉、工藤仁太郎・三上源治（計2町6反余）を相手に「小作料納入」「土地取り上げ」の訴訟を起こし、「耕地立ち入り禁止」の仮処分を裁判所に申請した。これに対し、小作人側は控訴で反撃し、28年10月には法廷闘争を中心に運動が展開された。

明けて1929年2月、第2回全農県連合同促進協議会が開催されていた最中、「小作料納入、土地取り上げ訴訟費用は小作人側の負担」という地主勝訴の判決が出された。しかも「耕地立ち入り禁止」の仮処分が同時に許可され、県下で最初の「立禁」争議となり、事態は一気に深刻化した。小作人側は直ぐに控訴手続きをとった。

しかし、3月18日、五所川原で開かれた全農県連合会合同大会に多くの車力村農民組合員が出席していた最中、組合員幹部が村内にいないことを狙って「立禁」が執行された。農民組合側は、すかさず車力村の地主宅へ集団で押し寄せたり、示威運動等を行い、地主の不当性をアピールした。運動は単

位農民組合にとどまらず県連合会が一体となった争議に展開し、地主の差し向けた暴力団・消防団と組合との対峙・衝突、乱闘へと激化を見せた。その間、村長による調停がなされたが解決には至らず、他方で農民組合の地主批判演説会、村民大会への弾圧が強化され、各駅に警戒網が敷設されるなど争議拡大を阻止する体制がとられた。

ところで組合側は、「今回の判決に従うことは…生命とも言うべき田、小作料を取り上げられ、更に訴訟費用まで…。どうせ死ぬのならば死を持って対抗¹¹⁾する」という切迫した状況に追い込まれた。他方地主側も、減免要求をのむことは小作人に屈伏することだとこれを拒否し、土地取上げの姿勢を断固くさなかった。

このような地主・小作双方の熾烈な敵対状況の打開のため、全農県連会長淡谷は「土地取り上げ」をしない事を条件に、県社会課（特高課）へ調停を要請した。そして2回の調停交渉の末「耕作権の補償」、「5割減免」、「小作米の15ヶ年払い」で争議は3月に終了した。この結果、小作人は耕作の存続を得、しかも当初要求であった5割減免を実現する。この点においては、小作人側の基本的な勝利であったといえることができる。これは県連をあげての農民運動の高揚が県レベルにおける体制側の譲歩を引き出したものとして理解できる。しかし、訴訟費用の小作人負担、「耕作上の制限」が和解覚書きに明記された点は、その妥協的側面を表わしていた。弾圧体制の下、地主的土地所有の不合理に対する批判にまでは、突き進めなかったことを示した。

その後、車力村では、1930年の塩水害による「小作米五割減」要求に絡む小作争議、中小零細地主の零落を発端する小作人変更に絡む「土地取り上げ」争議2件（1932、34年）などが発生したが、結果は不納小作米軽減による「土地取り上げ」、あるいは部分的自作農創設の実施など体制内化する方向で解決され、農民組合が、土地問題に迫って運動を展開しえなくなっていた¹²⁾。

以上のように前二回の小作争議は、地主の無思慮・傲慢性に端を発した民

11) 『東奥日報』1929. 3/28付、参照。

12) 運動としては、土地買収の不合理から村政の改善要求、保安林の解除によって共同果樹園を作り「貧農・労働者に仕事を与えろ!」といった事が注目されるくらいであった。以上の農民運動の状況は、『東奥日報』、『東奥年鑑』、『土地と自由』、『労働農民新聞』、『無産者新聞』など。他に『青森県労働運動史』『青森県民主運動史資料』を参照。

事訴訟的な小作争議であった。そのため、組合側では地主の不当性を団結の力で訴え、法廷闘争を展開する。結果は地主の反社会的行為ゆえに村民の同情、要求の正当性を得て、小作人の要求通りに解決した。ところが、後三回の小作争議は、地主・小作双方の経営的悪化と塩水害による減収を原因に、運動の広がり、高まりを背景にした小作料減免要求運動となって展開した。しかも争議展開の中で、「立禁」の執行を経ての弾圧の体制強化、運動の熾烈化から争議自体が階級闘争的性格を帯び、小作争議は、いまや土地所有の絶対性に向かって闘われ始めたのであった。しかし、前述したように地主的土地所有のもつ不合理性に対する批判には至らないという農民組合運動の未熟性、限界を結果として露にするのであった。

2 車力村小作争議の経済的背景

(1) 車力村農業の基礎構造

1) 車力村の農業構造

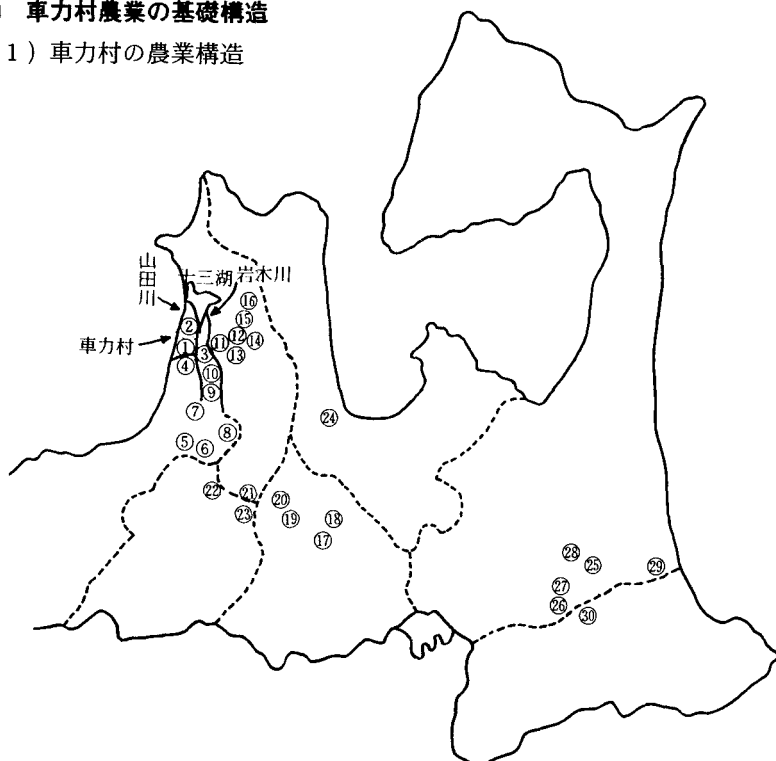


図1 車力村の位置と農民組合の状況

車力村は、十三湖河口、岩木川・山田川流域に位置している（図1）。そのため、ほぼ二年おきに豪雨や春先の融雪水による溢水・滞水を受け、また北西風による十三湖の水位上昇による塩水の逆流等を被るという災害の常習地にあった¹³⁾。

農業構造は、水田率が70%以上占める水稲単作形態であり¹⁴⁾、1921年で総戸数706戸中、農家戸数が519戸（73.5%…表4）、総水田面積は1,080町8反、一戸当たりの水田面積は1町4反8畝（表5）、1926年の生産総額に占める農産物価額の割合は81.4%で純農村的性格を帯びていた（表6）。当時の水稲の生産力水準は平均1.3石で県下の水稲地帯で最も低く、しかも地理的条件から極めて不安定であった（図2）。そのうえ、牛馬耕面積比率が小さく、原動機の導入もなく、自給肥料に依存した状況にあり、粗放的な農業技術段階にあった。いいかえれば、災害常習地プラス粗放的農業技術段階の水稲単作地という極度に不安定な農業構造下におかれていたといえる。

2) 米の商品化と地主経営の状況

1926年時点における村内の土地所有状況を見ると1～3町歩120戸、3～5町歩36戸、5～10町歩20戸、10～50町歩7戸、50町歩以上2戸、合計320戸という構成であり¹⁵⁾村外50町歩以上地主小倉家を除くと中小以上の地主は8戸であった。

当時、地主経営は、第一次世界大戦の好況を背景とした本格的な米の商品化を跳躍台として蓄積をはかり、安定化する。この時期、青森県では北海道向けに40万石を安定的に供給する米移出構造が形成された（図3）。この米の産地化にともない、地主制衰退期に位置づけられる1920年代においても、引き続き地主の土地購入及び開田（車力村で1916年から1921年に水田作付面積68町歩増加）がなされた。例えば村内主要地主でこの間の動向を見ると、村行政機構の末端、或いは「重立」層に位置し、小作争議の対象となった村上（'29年9町8反所有）。毛内（同、13町6反所有）両地主は、この期に

13) 例えば、県下全体でも1913年大凶作、'16年7分作、'21年凶作、'22年8分作、'24年凶作、'31、'32、'34、'35年凶作に見られたように冷害等による凶作・減収を余儀なくされた（『青森県農業の発展過程』P3、1953）。

14) 前掲『青森県農業の発展過程』P3、1953。他は山林・原野。

15) 『車力村誌』（車力村。1929）参照。

表4 車力村職業別戸数及び人口

	1914	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26	'28	'29	'30	'31	'32	'33	'34	'35	'36
総戸数(内訳)	698	741	732	725	730	731	730	706	740	743	746	750	754	778	778	819	858	882	935	941	897	903
農家戸数	418	607	614			525		519	(472戸専業—2136人 — 一戸兼業)			53	531			2315						
漁業	4	2	2			1							3			27(人)						
工業	12	3	3			10		11			11(人)		12			79						
商業	73	8	21			18		20			38(人)		33			95						
諸業日雇	183	105	76			125		125			471(人)		134			148						
官公吏他	8	8	16			13		21			17(人)		20			77						
現在人口	5433	5381	5354	5229	5290	5063	5328	5107	5147	5000	5207	5073	5028	5038	5138	5283	5305	5512	5711	5879	5646	5646
本籍人口	5713	5799	5810																			

注) 1916～26年は『車力村誌』'14～'16年, '19・'21年は『西津軽郡統計書』『青森県統計書』
1928年～は『東奥年鑑』, 1930年は『国勢調査』

表5 車力村田畑作付面積の推移

	1912	'13	'14	'15	'16	'19	'21	'28	'29	'30	'31	'32	'33	'34	'35	'36
田(町) 一戸当たり	912.4	919.5	924.1	1003.4	1012.8	1085.0	1080.8	1081.7	1088.1	1090.3	1120.9	1109.2	1106.8	1062.1	1062.7	1061.9
稲作面積(反)			13.2		14.0	14.8	14.8	13.9	14.9	13.3	13.1	12.6	11.8	11.3	11.8	11.8
畑(町)								82.0	82.0	82.0	87.1	86.6	86.6	82.4	81.9	81.1

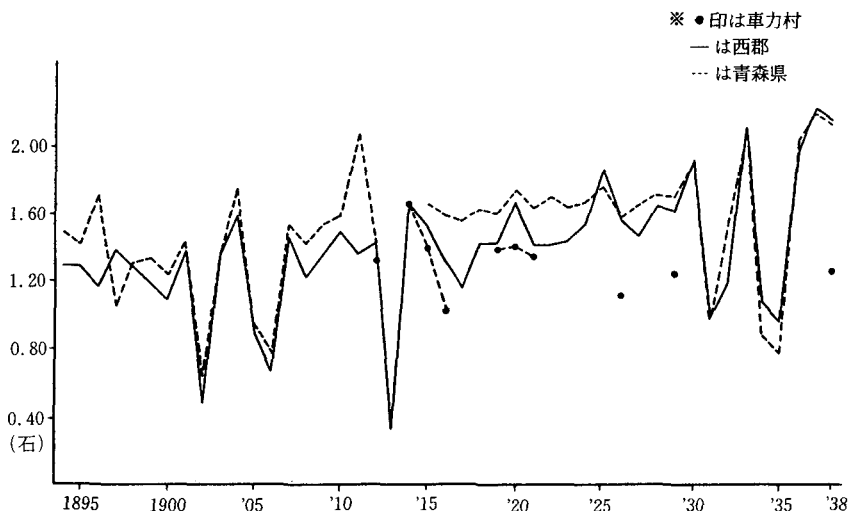
注) 1916～21年は『車力村誌』, 1912～'15年, '19・'21年は『西津軽郡統計書』
1928年～は『東奥年鑑』より計算

表6 車力村における出稼ぎ先別漁夫出稼ぎ者数及び賃金状況(参考一生産状況)

	車 力 村						参考	生産状況 1926
	1921	1926	1928	1930	1932	1933		
北海道(人)	145	109	105		120	75	農産	450,000円
総賃金(円)	11,759	11,702	7,192		*5,280	*5,317	水産	5,000
樺 太	4	6	7		40		畜産	15,000
	405	797	730		*3,360		工産	78,000
サガレン島	28				10	5	林産	5,000
	4,622						計	553,000
カムチャッカ	7	48	17				漁夫	18,027(3.3%)
	610	18,027	2,031					
計	184	153	129	131	170	80		
	15,396	18,027	9,951	*11,921	*10,710	*6,008		
戸数比	26.1%	21.6	16.6	16.0	19.3	8.6		

注1) 1921年は『西群統計書』1926年、'28年は『車力村誌』『東奥日報』1926.8/25付、1930年、'32年・'33年は『東奥年鑑』より。総賃金*は県平均賃金から求めた。

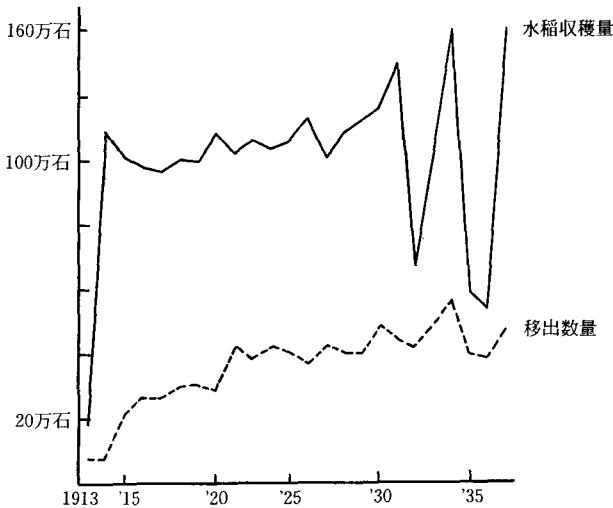
2) 上段は人員、下段は総賃金(円)



注1) 『青森県畜産農林統計』より
(農林省農業総合研究所, 1952)

2) 車力村は『車力村誌』(1929)
『西津軽郡統計書』
『青森県統計書』各年版より作図

図2 反当収量の状況



注1) 『青森県農地改革史』第84・122表, 原資料『青森県総覧』
『青森県統計書』

図3 青森県水稲収穫量とその移出数量

土地購入・水田化をはかり, 中小地主としてその基礎を確立する(表7-A)。まず村上家(1928年に立生金融株式会社を創立, 消防組下車力部長)は, 1915年から, '24年にかけて9町1反7畝の購入, 2反7畝の開田を行っている。また毛内家(古くから呉服商を営む。1915年九十酒造株式会社, 1923年に車力金融会社を設立)も1916年から'25年にかけて9町3反8畝, 1町3反4畝の購入と開田を行い, とともにこの期に急速に土地の所有拡大をはかり, 土地所有に経済的基礎をおく構造を形成した。しかも, 前者は金融会社, 後者は呉服商の他に, 酒造会社, 金融会社の経営にも乗り出し, 農外収入の増大を志向した。

貴族院議員でかつ銀行兼営の在村大地主である鳴海家は, 1925年時村内に130町歩8反(村内作付面積の12%), 村外併せて205町5反, 小作人200人(表7-B)を抱えていた。そして, 1919~'25年間, 4町6反1畝の開田を行うが, この時期には3町余りの拡大で中小地主のような傾向は見られない。他方, 1920年に鳴海銀行(同年12月に村内の金兵衛銀行を吸収)と津軽酒造の設立をするとともに, 立誠銀行の増資と株式会社化を行い, 各種会社経

表7-A 毛内家, 村上家, 小倉家の土地所有状況(単位:反)

	毛内家	村上家	小倉家		毛内家	村上家	小倉家
1900			335.4	1931	135.1	98.5	485.5
07			362.6	32		112.7	
1912		19.2	428.7	33		114.7	433.6
15	58.8		422.7	34	152.5		442.1
16		34.7	426.8	1935	164.5	114.4	432.8
17	65.8	41.9	460.2	36	189.1	127.0	
18	101.7	23.4	468.7	37	233.5		430.6
19	97.3		477.9	38		185.0	
1920	99.6		438.4	39	248.8	184.9	409.5
21		23.6	443.6	1940	254.8	202.5	430.9
22	106.9		439.1	42		202.7	431.3
23	112.4	40.8		44			421.6
24	113.9	41.0	429.5	1945	252.2		
1925		85.4		46		198.2	355.5
26			449.2	47	244.1	83.1	320.9
27			495.2	48	241.9		
28	119.9	98.7		49	150.7	— 4.8	— 81.6
29	136.2	97.6	495.4	1950	123.7	— 15.8	— 107.3
1930		99.1	497.0				

注1)【単力村土地台帳】から集計・作表

2) 小倉家は、1924年には84.2町歩所有(総所有86.5町歩一大日本農会「五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ関スル」〔農業発達史調査会【日本農業発達史】第七巻。])

3) 表からは小倉家の最大所有面積は、1930年約51町歩6反6畝

営への参画や株式投資などへ資金の農外運用を積極的に進めた。そのことは納税額にも表われ、1921年の1,553円から1924年には4,991円へと3倍以上の増加となっている(表8)。つまり、鳴海家の場合は、土地所有に比較的前から依拠しつつこの期に農外投資を活性化させ、東北型よりは、養蚕型などの地主経営の動向に沿うような動きを示したといえよう。

3) 出稼ぎ漁業労働力市場の展開

この地帯は不安定かつ低生産力な農業基盤を補完するものとして、漁業出稼ぎによる兼業収入に強く依存せざるを得ない構造を有していた。

第一次世界大戦期の好況は、北海道及び北洋漁業の展開を促し、出稼ぎ漁業労働力市場の拡大と出稼ぎ漁夫賃金を飛躍的に上昇させ、村内労働力を吸

表7-B 鳴海家の土地所有状況 (単位:反)

	購入	相続	田化	売却個人	会社その他	東力村	内務省	農林省	土地所有	(参)畑
1919	2.0	21.8	7.0						22.7	
1920			3.0						22.9	1.4
21		982.3							1005.3	1.6
22	3.0	240.0	12.9				0.6		1258.0	80.4
23			8.8						1266.8	
24			3.6						1270.4	82.9(115)
1925	2.0	33.6	9.7	6.0					1308.0	79.4
27	8.5	0.8		110.3(0.4一増)	212.0(鳴海合名会社)				994.5	80.0
28				17.5					976.9	
29	7.7						0.4		984.2	
1930			17.4	6.8					994.8	
31			0.6	23.8			1.0		971.6	54.9
32			5.2	6.3(0.1一宅化)			10.4		959.9	54.3
33					32.6(柳瀬商工株式会社)				927.3	
1935	5.4			94.7	127.2(金木銀行)	10.0(陸奥銀行)			688.8	54.2
36								1.0	688.7	54.0
37	0.3		7.1	23.0	1.1(鳴海醤油)				662.1	15.4
38				20.6	18.1(鳴海醤油)	45.9(陸奥共融)			577.5	6.4
1940				15.1	121.4(競落)	63.3(陸奥銀行)			377.7	7.6
41				81.4	77.7(競落)	62.8(陸奥銀行)			146.8	
43				16.8					130.0	6.2
1945				0.5					129.5	
48				4.8					124.7	
49				0.2				34.8	89.7	5.8
1950				20.2		0.2		17.2	52.1	3.4

注1)【車力村土地台帳】より集計・作表

2) 1924年には173.3町歩 (総計185.3町歩一村外にも所有地あり。大日本農会「五十町歩以上ノ耕地ヲ所有地主ニ関スル調査【農業発達史調査会【日本農業発達史】第七巻。】)

表より最大所有は1925年で130町8反2歩 (総計138町7反4畝10歩)

3)【青森県農地改革史】(「青森県における50町歩以上地主」P173) では198.3町歩 (総計205.3町歩, 小作人200人)

1920年代における限界地・漁業出稼き地帯の小作争議の性格

表8 車力村主要地主納税額(上)及び戸数割り(下)

(単位：円)

	1914	1920	'25	'27	'29	1930	'31	'32	'33	'34	1935	'36	'37
鳴海 周次郎	1553	4991	4896	4093	2236		1212	989	475		531	771	536
(康之助)		1333	1079		79		1756	167		621	1113	857	
毛内 桑吉	110.5	571		364	280		212		227		214	117	363
		110	138		18		294	73		352	378	414	
村上 秀吉	46.9		69	98							215		132
					22		100	22		188		115	
秋田谷常四郎				71	02								
小倉 常吉		1964		750	790	689	338	119		402	452	170	768
		311			298	1124		1057		1016		459	
岩淵興惣兵	51.2												
中村 専助	42.4												

注) 1914年は、『青森県納税覧』, 1920年は『青森県総覧』, 他は『東奥年鑑』各年版による。
納税額(上)は所得税50円以上納税者

引する作用として働いた(図4・5, 表9)。小作料圧力の下で, 出稼ぎ漁夫収入によって高位安定的な収入条件が与えられた多くの自作・小作農家は, 漁業出稼ぎ兼業化を志向した。

具体的に村内の動向を見ると, まず1916年から1921年にかけて農家戸数が95戸減少している一方, 専門的出稼ぎ漁夫数と推定される諸業日雇〔本業〕戸数は, 同時期に76戸から125戸-471人へと49戸の増加(表4・6)を示す¹⁶⁾。その後'26年にかけても諸業日雇〔本業〕戸数は134戸と増加傾向を示し(表4), ソ連領等での北洋漁業の好況を反映した。また, 他府県・樺太に他出した出寄留人員を季節的な漁業出稼ぎであると見做すと, その人員は1916年の377人から1921年の766人へと389人の増加(表9)となり, 上と同様な傾向が看取できる¹⁷⁾。

16) 村役場で, 当時, 役場に務めていた北沢得太郎氏の話によれば「その頃, 村内にはまったく仕事がなかった。あるとすればヤトイでの漁業出稼ぎであった」という。

(1987. 9/29車力村役場にて)。また, 諸業日雇〔本業〕戸数と出稼ぎ漁夫者数とが1921年で125戸と185人と, 1926年で134戸と153人のように近似していたことから諸業日雇〔本業〕戸数を出稼ぎ漁夫者数と見做しても問題はないだろう。

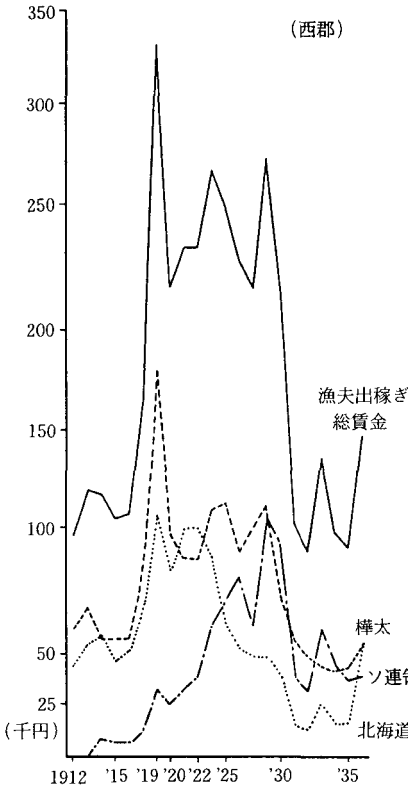
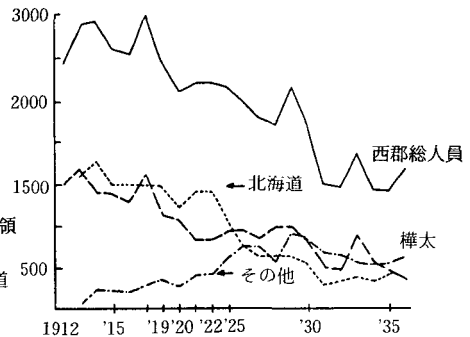


図4 西郡における出稼ぎ先別漁夫総賃金高



注) 図4・5ともに『青森県統計書』各年版より

図5 西郡における出稼ぎ先別漁夫数

17) 現住人口と本籍人口との差が1914, '15, '16年の各年の出入寄留人員の増減数と同数であることから、本籍を残した形での他出であることがわかる(表4・9)。しかも、出寄留人口とは90日以上他出口を指したことから考えると「他府県・樺太」への他出とは季節的な北海道・樺太等への漁業出稼ぎであったと考えられる。なお、1914年の183戸は前年の凶作対策のために増加したもの(『大正二年青森県凶作救済誌』1915年, 青森県)。以上、出寄留人口に関しては、清水洋二「東北水稲単作地帯における農村労働力の流出構造」(一)(二)(『社会科学研究』第32巻4号, 第33巻1号, 1981)。漁業出稼ぎについては北海道庁学務部職業課編『北千島漁業並ニ其ノ労働事情論』昭和13年。今田清二著『千島漁業国策論』(北海道帝国大学, 昭和11年)。農商務省農務局編『副業的季節移動ニ關スル調査』(大正11年3月)を参照。

18) 同上。

表9 東力村における出入寄留人員

	1914		'15		'16		'19		1920		'21	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
(他 出)												
他 町 村	32	26	35	21	31	17	26	28	27	29	39	34
他 都 市	34	53	55	30	67	48	70	61	62	56	96	64
他 府 県	78	65	157	150	182	167	210	200	198	182	364	363
在 台 湾												
在 樺 太	8	7			14	14	24	19	27	20	22	17
在 朝 鮮	1		1	1	3	5	2	3	2		2	5
在 外 国	3	7	3	5	1		1	2	1	2	1	
そ の 他	16		17	1	21	1	27		28		42	
計	191	139	281	220	319	252	360	313	345	292	566	483
(他 入)												
他 町 村	18	9	19	17	24	17	20	27	28	32	29	26
他 都 市	7	10	18	14	29	20	33	20	41	27	27	20
他 府 県	3	3	9	6	11	14	8	3	12	5	4	3
計	28	22	46	37	64	51	61	50	81	64	60	49
増 減	- 280		- 418		- 456		- 562		- 492		- 940	

注)【西津軽郡統計書】T 5/10,【青森県統計書】各年版より

以上より、第一次世界大戦後、特に1921年には自小作・小作農を中心に村内戸数・人口のおよそ2.5割が漁業出稼ぎを行い、これで得られた収入(18,027円)と農業収入とで生計を立てる出稼ぎ兼業の形態が形成された。そして、反動恐慌の影響を受けて漁夫賃金が下落するにも拘らず、それ以降も執拗に100人を越える多くの出稼ぎ者を出していったことは、次に見るように小作争議の経済的根拠となるのであった。1925年には以上のような出稼ぎ者数の増大に対し、「請宿」による多額の紹介料徴収—中間搾取を排除するために県下に出稼ぎ者供給組合が作られ、車力村にも設置された¹⁸⁾。

4) 農民層分解の状況

米穀市場の好況及び出稼ぎ漁業労働力市場への村内労働力の包摂という状況を背景として、前述したように中小地主は自作・自小作層からの土地買上げ、土地拡大と開田とを急速に進めた。そのため、1921年から'26年にかけて自作は299戸から93戸へと206戸の激減(57.0%→17.5%)を見せ、逆に自小作は100戸から358戸へと258戸の急増(19.0%→67.4%)を見せる。ま

た、小作も専門の出稼ぎ漁夫への転化などにより、126戸から80戸へと46戸の減少(24.0%→15.1%)を示す。こうして急激な自小作化が進行したのであった(表10)。小作地率も1916年の28.0%から1921年の41.9%へと急上

表10 車力村における自作・自小作・小作戸数とその割合

	自作	自小作	小作	合計
1916	317(51.6%)	127(20.4)	170(27.7)	614戸
21	299(57.0%)	100(19.0)	126(24.0)	525
26	93(17.5%)	358(67.4)	80(15.1)	531
反別(町)	186	769.3	169.7	

注) 1916/21年は『西津軽郡統計書』
1926年は『車力村誌』1929年

昇し¹⁹⁾、自作の自小作化、他方で一部小作層の小自作化など農民層分解がドラスティックに展開した。つまり、米の商品化と漁業労働力市場の拡大とに支えられ、自作層を中心とした土地喪失による兼業自小作層の大量創出が行われたのである。そして、この層が争議の当事者となるのであった。

以上、「限界地」的生産状況にあった車力村において、大戦景気を契機に諸業日雇い＝漁業出稼ぎ収入によって自小作・小作農家の経営の再生産が一時的にしるどころにか可能となった。逆にこれがために「高率低額」小作料²⁰⁾の安定的収取が可能となり、それに農外投資と米穀市場の好調とによってこの期の地主経営は総じて安定的な状況を示した。そのため、この段階の小作争議は、地主の反社会的行為・不合理性を糾弾するといった側面が強かった。ところが、出稼ぎ漁業労働力市場の縮小、構造再編の影響を受ける段階に至るとまさに小作料の収取をめぐるの激しい小作争議が起こされるのであった。

(2) 小作争議展開の現実的根拠

1) 出稼ぎ漁業労働力市場の縮小と農民の窮乏化

19) 『西津軽郡統計書』1916年及び1921年版。参照。

20) 村役場での聞き取りによれば、車力村では低反収下であっても小作料そのものはいたいして安くなかったという。前掲16)と同じ。また県内では1912年から1921年にかけて小作料の増加〔中田実納：0.8→0.9石〕他方、反収の増加による小作料率の低下〔同：51.9～45.0%〕が見られた。西郡では1912年時において中田で小作料率48.3%であった。(『大正10年府県別小作慣行調査集成』(上)、及び『青森県農会報』No145)。

第1次世界大戦後の反動恐慌は、この出稼ぎ構造に多大なダメージを与えた。青森県全体では、戦前・戦中の大量出稼ぎ者数には及ばないものの、1920年と'28年を除くと昭和恐慌以前には2万人の水準が維持された。しかし、車力村を含む西部においては、特にそれまで中心をなした北海道への出稼ぎ賃金・人員がともに下落を見せ、西郡の総賃金は北海道において見れば、1919年の11万円台から'28年には5万円台へと下落した(図4・5)。この事態は車力村においても同様であり、総戸数に占める漁業出稼ぎの割合は1921年の26%から'28年には17%まで減少し、総賃金も1.5万円から1.0万円を切るまでに減少した(表6)。特に赤化漁夫問題²¹⁾に絡んで1929年からソ連領出稼ぎが許可制となり、出稼ぎ者に制限が加わった²²⁾。そのため、高賃金下のソ連領への出稼ぎ不許可者は、北海道での出稼ぎへ振り替え契約を余儀なくされた²³⁾。北海道出稼ぎの一人当たりの賃金が下落しているにも拘らず、105人と人数は依然変わっていない理由である。自小作・小作を中心とした出稼ぎ漁夫は、低賃金下に労働力の窮迫の販売を余儀なくされた。さらに前借(貸)金も10円の値下げがなされた²⁴⁾。このような出稼ぎ総収入の縮小、労働力の窮迫販売という状況に、さらに塩水害による減収が加わった。そのため、飯米すら確保できない自小作・小作層が、小作争議の厚い担い手層として登場してくるのであった。

2) 地主経営の悪化とその性格

戦後恐慌、金融恐慌へと不況の深刻化を背景に、米価の下落による小作米販売収益の悪化、台湾・朝鮮米との北海道市場をめぐる競争など、地主経営を取り巻く環境は急悪化した。また、地主銀行(高谷銀行)の破産、乱立する中小銀行の休業、吸収・合併の再編等に見られるように、経営の一方の柱になりつつあった銀行経営の悪化も進行した。例えばこの時期の地主経営の状況を表8でみると、鳴海家では1920年に4,991円であった納税額が、1929年には2,236円と半減以下になっており、村外の小倉家でも同時期において1,964円から790円へと鳴海家以上に納税額を激減させている。所得減

21) 【東奥日報】1927. 9/23付など。

22) 身元、思想傾向の検査など。【東奥年鑑】1929年版。参照。

23) 【東奥年鑑】1930年版。参照。

24) 【無産者新聞】202号, 1929, 1/20付。

による納税額の激減と見ることができよう。

こうした中、在村の銀行兼営地主鳴海家は、不況への対処として1928年に立誠銀行、鳴海銀行、五所川原銀行を合併し、陸奥銀行を設立した。他方、所有地に関しては11町余の個人売却を行った。また、21.2町歩を鳴海合名会社へと名義変更をし、節税対策を行い、徐々に銀行及び各種会社等からの役員収入、配当収入等にウェイトをかけて地主経営を維持するという構造を取り始めた。

これに対し在村中小地主の村上家は、依然、土地所有拡大を基調としつつ、'28年には立正金融株式会社（資本金8万円、小作米取扱を主な業務とする）を設立して、小作米販売に力を注ぐ。他方、同じく在村中小地主毛内家は従来の呉服商等を営みつつ、'28年から'29年の間にも開田と購入とによって2町2反余りの土地所有の拡大を依然、継続する。

つまり、これら在村中小地主は、大地主とは異なり、依然、土地所有に経営基盤をおく構造を堅持した。そのため、この中小地主と窮乏化した自小作・小作農層との間には小作料収取をめぐる鋭い対立・敵対関係が形成されたのであった。しかもこのような地主の経営形態の差が、前述したような地主の小作争議へ対する異なった対応となったのである。

3. 漁業出稼ぎ地帯における小作争議の論理と構造

(1) 小作争議の主導層と参加層

以上のように第一次世界大戦後の農村をとりまく構造変化が、小作争議の性格を大きく規定した。ここでは、各組合員層の経済的、社会的立場、及び争議の現実過程における関与を見ることで、小作争議のもつ具体像に迫りたい。

設立された農民組合は、その中心である大字車力部落総戸数170戸のおよそ3分の1にあたる60名の組合員という高い組織率で出発した。これには農民組合設立に尽力した岩淵兄弟の存在が不可欠であった。岩淵兄弟の生家は、およそ4町歩弱の零細地主であり、父も村医を勤めた名家で村上家に匹敵する地位にあった（表8）。そうした家系に加え、兄の謙一は無料診療、消費組合運動、啓蒙活動等を行うことを通じ、村民からの信望はとても厚かった。そして、建設者同盟の弟とともに農民組合組織化に積極的な役割を果たした

のであった。

こうした農村インテリア層に対し、実際の農民組合運動を担った主導層は岩淵家の小作人で謙一と同級生であった三上徳次郎ら、30歳前半の同世代グループを中心とし、それに20歳代の自作・自小作中農の次・三男を加えたグループであった。初代組合長は山林小地主の工藤菊次郎であったが、就任後まもなく三上徳次郎と交替する。三上の父源治は、3回の小作争議の当事者であり、所有地約1町1反の自小作であった。三上は'28年には区会議員を兼ね、さらに'29年には全農県連争議部長として、岩淵謙二郎とともに農民組合のトップ・リーダーとして活躍した。その他代表的な組合員をみると約2町歩所有の自作で無産議員となった中村専助、3代目組合長であり、精米所経営の自小作（当時本人名義では4畝程所有）である尾野伊吉〔全農県連組織宣伝部部員〕、さらに隣接部落の富蒔農民組合長で畑を3畝所有する自小作の木村吾助、1町8反5畝所有の自作の工藤藤太郎〔同財務部部員〕、以下自小作・小作の吉村米太郎〔同青年婦人部部員〕、煤田文次郎（消費組合副会長）、坂本武雄、島田千代太郎、それに徳次郎の弟源三などが続いた²⁵⁾。

そして、これらの組合の幹部は小作争議を闘いながら、労働運動と無産政党との連携で労働争議、普選運動を経験し、1928年の全農県連結成時には〔 〕内のように主要ポストをあった。

こうした所有規模2町未満、小作地を含めて3町歩を下回る村内中規模（限界地的）層を中心に、下層の小自作・小作の出稼ぎ層を加えたのが農民組合の構成であった。年齢構成は30歳代の幹部層に、20歳代の次・三男を主とした。

そして、幹部層は早くから労働争議・小作争議と関わる中でその階級性を鍛錬した。他方、下層農民、次・三男層は北洋漁業出稼ぎ等を行う中で、不十分ではあるが工場法の適用や傷害者救恤制度下、あるいはソ連領での最低賃金制度²⁶⁾下に置かれる中で、「蟹工船」に象徴される労働争議の経験や社会主義思想の影響を受けた。

25) 以上、土地所有状況については【車力村土地台帳】から集計。構成組合員の状況は、聞き取り及び前掲12)等によった。

26) ソ連領の日本漁業者経営漁区では、日ソ間漁業条約議定書の適用をうけた最低賃金制度があった。前掲、17)参照。

特に下層の組合員は、出稼ぎ条件の良かった時には潜在的潜勢力に止どまっていたが、この条件が閉鎖されるにおよんで、まさに小作争議の当事者として、農民組合に参加・結集していく。そして、このような各層・各年齢の組合員の一体化、家族をも巻き込んだ形での一体化が、農民組合の高い組織率、小作争議を有利に展開していく社会的基盤となった。

例えば、小作争議前後の村内の状況として、1928年には車力村農民組合は組合員100名を抱え、同年3月の総選挙には農民組合支持の労農党が有権者1008名中、128票を確得した。このように村内では、農民組合を理解・支持する者が数多く存在した。そのうえ、区会議員3名、村議員1名を村政に送り込んでいたことに見られるように、農民組合は村内に強い影響力を持っていたのであった。

(2) 小作争議の論理と構造

これまで、小作争議の背景としての第1次世界大戦後の農村をとりまく構造変化と農民組合の性格及び村内の状況とについて考察してきた。以上から車力村小作争議の基本性格は、限界地、漁業出稼ぎ地帯としての規定性に貫かれているといえることができる。すなわち、限界地に位置し、農業の展開が著しく制約された条件にありながら、第1次世界大戦期の好況によって、一方では北海道への米移出基地として稲作生産の拡大と米の商品化とがあった。他方では、北海道・北洋の漁業展開による出稼ぎ漁業労働力市場の拡大があった。こうした構造変化によって多くの中下層農民は、「高率低額」小作料によって控除された生活費に漁業出稼ぎ賃金を加えることによって、生計費の確保＝再生産を一時的に可能とした。

ところが、特に1920年代後半の金融恐慌は地主・小作双方の経営に深刻な打撃を与えた。特に農外投資へとその経営基盤を移転することが出来なかった在村中小地主にとっては、小作料の收取のみがその存立基盤を支えた。そのため、小作料の取り立てを強め、しかも農民組合員であることの偏見も加わり、小作農の小作料減免要求に対して断固、拒否し、争議過程においては極めて強力的な対応を示した。特に大争議の段階では大地主鳴海家が要求を受け入れたのに対し、在村中小地主の村上・毛内の両家は、三戸の主要活動家に対し、「立禁」処分という強行処置に出た点にもそれはあらわれている。

このような地主の圧力に対し、他方、下層の出稼ぎ自小作層は、好労働条

件、高賃金の北洋漁業方面への出稼ぎが制限される。そのため、収入源を失ったかれらはその振替えとして、悪労働条件、低賃金の北海道漁業への窮迫的出稼ぎを余儀なくされた。いままでさえ限界的な低家計費水準を、「肉体消磨」的出稼ぎ労働でもってすら維持・補充できないという状況に追い込まれた。

そして、こうした構造の再編に塩水害による凶作が加わったことで飯米にさえ欠くという状況が生まれた。当然、地主に対する減免要求は死活問題となり、当然この要求を強固なものにさせた。しかも、地主側の小作料取り立ての圧力、「立禁」が執行されるに及んでは、一層激烈かつ過激化した。「命がけ」の争議となって展開した。しかもその背景には農民組合運動の主体的力量の成長があった。

このように限界地での地主・小作双方の極めて脆弱な経済的基盤を基底に、米穀市場、特に出稼ぎ漁業労働力市場に強く依拠したがゆえに、第1次世界大戦後の出稼ぎ漁業労働力市場の構造変化は、地主・小作双方にとってその影響は甚大であった。同じ1920年代の「減免争議」とはいえ、従来の近畿型の「経営前進の論理」ではなかった。いわば1930年代に見られた「東北型」の「生活防衛の論理」とでもいえるものであった。この点に1920年代後半の限界地・漁業出稼ぎ地帯における小作争議の特殊性があったと言える。

また、農民組合運動の蓄積と影響力を背景に、「生存・生活」の存続・維持をかけた「命がけ」の小作争議であった故に、地主・小作双方の拮抗した緊張関係の下であったにせよ農民組合の小作料減免要求は社会的に承認され、基本的には小作要求の貫徹で終結したという点が注目される。

おわりに

以上のように、本論文は資料的な制約から、米穀市場、及び資本市場に強く巻き込まれた地主の土地所有の状況、及び村内の大地主と中小地主との異った経営動向、小作争議対応から、地主の性格を見てきた。そして、地主の対極をなす自小作・小作が包摂された出稼ぎ漁業労働力市場の構造変化・再編に注目し、以上のような地主・小作関係を軸に、車力村小作争議の基礎構造、及び農民組合の性格、小作争議の性格を明らかにしてきた。

そこで、以下ではこのような分析方法をとった理由と今後の課題とについて

て述べたい。

まず、限界地・漁業出稼ぎ地帯では「養蚕型」の女工のように、地主経営が立脚する経済的基盤を支える存在として漁夫出稼ぎ者が不可欠であったのではないか、という意識である。例えば、車力村小作争議の当事者でもあった村外地主小倉家は、1910年代に40町歩を所有する地主として基本的には「確立」している。他方、1883年という早期から黒石町には漁夫出稼ぎ者を募集する「請宿」が設立され、津軽地方一帯から多くの出稼ぎ者が排出されていた。しかも、北洋漁業の展開は、日本資本主義の展開過程に照応し、自小作・小作農を主とする出稼ぎ漁夫を、労働力市場の底辺を構成したこの漁業労働力市場に包摂していた。このことは、限界地・漁業出稼ぎ地帯をも、日本資本主義の展開過程に位置づけることの必要性を示していると考えられる。北洋漁業の展開については今後深めなければならないが、以上から、限界地・漁業出稼ぎ地帯をどう「型」として位置づけるか、という点を指摘できよう。

次に、出稼ぎ漁夫＝自小作・小作農の持つ二面的性格の内、プロレタリア的側面に注目し、それが小作争議にどう影響したのか、といった点についてである。従来「C + V」論を軸とした農民的小商品生産農民への成長から小作争議を解く一方で、他方で労働力の商品化を通じ、激変する労働力市場、及び凶作と小作料圧力による飯米欠乏…「V」部分の回収困難—「生存の危機」という状況から小作争議の原因を解けないか、ということである。

最後に、「生存・生活」危機的状況下、この車力村で展開された消費組合、無料診療活動などの幅広い活動を、農民組合運動との関連でどうとらえ、どう評価するかという点である。農民組合運動の全体像を把握する上で、特に今日の農業問題の解決主体の考察に関しても、今後の小作争議・農民組合運動研究に残された課題であると考えられる。